

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、公告する。

令和 8 年 2 月 5 日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌



1 業務内容

(1) 委託業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター汚泥の有害物質等測定業務

(2) 委託業務場所

三原市円一町一丁目 2 番 1 号

(3) 委託業務概要

ア 沼田川浄化センターで発生する脱水汚泥について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定する溶出試験及び全量試験を行う。

(ア) 溶出試験 …… トリクロロエチレン等 25 項目を年 6 回測定する。

(イ) 全量試験 …… 鉛化合物等 8 項目を年 6 回測定し、うち 1 回はシアン化合物（遊離シアン）をあわせて測定する。

イ 沼田川浄化センターで発生する沈砂・し渣について、トリクロロエチレン等 28 項目に係る溶出試験を年 1 回行う。

(4) 委託業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 ヶ年）

(5) 入札方法

契約期間全体（2 年分）の総価で入札に付する。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア	令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって右欄の資格を認定されている者。	「54B 環境測定」の資格
イ	(ア) 本社、支社、営業所等を右欄の地域に有すること。	広島県内
	(イ) 分析作業所を右欄の地域に有すること。	広島県内
ウ	他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でもないこと (ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。） (イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。） (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社 (エ) 役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者 (オ) その他他の入札参加希望者と前記（ア）から（エ）までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者	

エ	前各号に掲げる事項のほか、次の事項を満たすこと。 (ア) 広島県の「環境計量証明事業者名簿」に登録されていること。 (イ) 前号イの(イ)の事業所について右欄の事業区分を有すること。	濃度（水・土壌） 又は濃度（大気・ 水・土壌）
	(ウ) 設計図書に記載するすべての項目を前号イの(イ)の分析作業所において自ら測定できること。	
	(エ) 令和2年4月1日から令和8年2月4日までの間に、完了検査が終了している計量証明業務（汚泥の有害物質等測定業務等）に関し、本業務設計図書に記載する検査項目すべて（法定基準が設定されていない項目を除く。）の受注実績を有すること。ただし、すべての項目を同一の業務で実施している必要はない。	1件以上

3 入札手続等

(1) 設計図書の閲覧及び質問に関する事項

ア 閲覧期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月26日（木）まで（広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日（「休日」という。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、閲覧及び公社ホームページに掲載する。

イ 閲覧場所

〒723-0015 三原市円一町一丁目2番1号
公益財団法人広島県下水道公社三原支所
電話（0848）67-6585

ウ 設計図書に対する質問

令和8年2月5日（木）から令和8年2月18日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、書面を持参によりイの閲覧場所に提出すること。

エ 質問に対する回答書

令和8年2月5日（木）から令和8年2月26日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、イの閲覧場所において閲覧に供する。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)イの場所

ウ 提出期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月16日（月）まで（休日は除く。）の午前9時から午後4時30分まで。

エ 提出方法

持参による。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年2月18日（水）までに通知する。

カ 入札参加資格確認申請書等

入札参加資格確認申請書等の用紙はウの期間に(1)イの場所で配布する。又は公社ホームページからダウンロードすること。

(3) 入札及び開札

ア 日時

令和8年2月27日（金） 午前11時30分

イ 場所

三原市円一町一丁目2番1号
公益財団法人広島県下水道公社三原支所 2階会議室

4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

5 その他

- (1) 前各項及び前各号に掲げるもののほか、別紙一般競争入札公告共通事項（委託業務）による。
- (2) 契約における特約事項

この入札による契約は、当該契約に係る令和 8 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和 9 年度の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人広島県下水道公社はこの契約を解除することができるものとする。

6 問い合わせ先

〒723-0015 三原市円一町一丁目 2 番 1 号
公益財団法人広島県下水道公社三原支所
電話（0848）67-6585

一般競争入札公告共通事項（委託業務）

1 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件委託業務の受託者となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなつてから 5 年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと

2 入札参加資格確認申請書等について

- (1) 入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- (2) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。

3 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (2) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が 2 以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第 21 条各号の一に該当するとき
- (3) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行って落札者を決定する。

4 入札保証金

免除する。

5 契約保証金

広島県契約規則第 4 条第 1 項第 1 号又は 5 号の場合においては免除する。

6 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。